## 公論出版

第4章 労働基準法

#### 運行管理者 無料追加コンテンツ

# 運行管理者 旅客編 暗記ノート04

## (労働基準法)

PDFデータの販売・再配布等は認めておりません。

公開されているPDFデータは事前に断りなく移動、修正、公開停止などの措置を とる場合があります。

本文の内容は2024年7月時点の法令によって制作しています。

(制作 2024.7)

#### 用語と日数

平均賃金	【3】ヵ月間の賃金の総額÷【3】ヵ月間の総日数
契約期間	一定の事業の完了に必要な期間を定めるもののほかは、 <b>【3</b> 】年を超える期間について締結してはならない
労働条件の明示	労働条件が事実と相違する場合においては、【 <b>即時</b> 】解除できる
解雇の予告	【30】日前に予告。しない場合は【30】日分以上の平均賃金 を支払う
解雇制限	業務上の負傷、疾病療養休業期間+【30】日間、産前産後休業期間+【30】日間は解雇してはならない
労働時間	1週間について【40】時間を超えてはならない。 1週間の各日については、休憩時間を除き1日について【8】 時間を超えてはならない
休憩	労働時間6時間を超える場合、【45】分の休憩を与え、労働時間8時間を超える場合、【1】時間の休憩を与える。
休日	週【1】回(4週間で4日以上休日がある場合を除く)
時間外·休日等 の割増賃金	通常賃金の【2】割【5】分以上【5】割以下。ただし、1ヵ月の延長労働時間が【60】時間を超えた場合、その超えた時間に対しては通常賃金の【5】割以上
有給休暇	【6】ヵ月以上継続勤務、【8】割以上出勤⇒【10】労働日の 有給休暇

#### 公論出版

第4章 労働基準法

## □拘束時間と運転時間(過去問題からポイントを抜粋)

《一般乗用旅客運送事業者(タクシー)》

項目		法令の要点
日勤	1ヵ月の拘束時間	・【288】時間を超えないこと
		【労使協定がある場合】 ・最大【300】時間まで延長できる
	1日の拘束時間と 休息期間	・【13】時間を超えないものとし、最大拘束時間【15】 時間を超えないこと ・継続【11】時間以上の休息期間を与えるよう努める ものとし、継続【9】時間を下回ってはならない。
		【車庫待ち等の運転者】 ・拘束時間が【18】時間を超える場合は、夜間【4】 時間以上の仮眠時間を与える
隔勤	1ヵ月の拘束時間	・【262】時間を超えないこと
	2歴日の拘束時間	・2暦日の拘束時間が【22】時間を超えないものとし、 2回の隔日勤務を平均し隔日勤務1回当たり【21】 時間を超えてはならない。
休日労働		・【2】週間について【1】回を超えないこと

### 《一般乗合・一般貸切旅客運送事業者(バス)》

項目 法令の要点			
拘束時間 ①②どちらかの 基準を満たす (選択制)	① 1 ヵ月 あたりの 拘束時間	・1ヵ月につき【281】時間を超えず、かつ、1年に つき【3,300】時間を超えないこと	
		【労使協定がある場合(貸切バス等乗務者)】 ・1年につき6ヵ月まで、1ヵ月につき【294】 時間まで延長することができ、かつ、1年につき 【3,400】時間まで延長することができる	
	② 1 週間 あたりの 拘束時間	・4週間を平均して1週間当たり【 <b>65</b> 】時間を超えず、かつ、52週につき【 <b>3,300</b> 】時間を超えないこと	
		【労使協定がある場合(貸切バス等乗務者)】 ・52週間のうち【24】週間まで、4週間を平均して 1週間当たり【68】時間まで延長でき、かつ、52 週につき【3,400】時間まで延長できる	
1日の拘束時間と休息期間		<ul> <li>【13】時間を超えないものとし、最大【15】時間を超えないこと</li> <li>【14】時間を超える回数は、1週間に【3】回以内が目安</li> <li>一継続【9】時間以上の休息期間を与えること</li> </ul>	
2日平均の運転時間		・2日を平均して1日当たり【9】時間 ・4週間を平均し1週間当たり【40】時間を超えな いこと	
		【労使協定がある場合(貸切バス・高速バス)】 ・52週間の運転時間が2,080時間を超えない範囲内 で、【16】週間まで、4週間を平均し1週間当たり 【44】時間まで延長できる	
連続運転時間		・【4】時間運転毎に【30】分以上の休憩 (1回が連続【10】分以上かつ、合計【30】分 以上の中断が必要。)	
休日労働		・【2】週間について【1】回を超えないこと	